



公的年金受給者のための 所得税等確定申告相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

とき(2月)	ところ
9:30~12:00、13:30~16:00	
3日(水)	久居公民館
4日(木)・5日(金)	市河芸庁舎
8日(月)	白山公民館
9日(火)・10日(水)・12日(金)・15日(月)	三重県教育文化会館

※久居公民館は駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

公的年金等の収入金額が 400万円以下の人の申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税等の確定申告書を提出する必要はありません。この場合でも、所得税等が還付になる人は、確定申告書が提出できます。確定申告書を提出しない場合は、市民税・県民税の申告をしてください。

また、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容に変更や追加がある場合(扶養控除の増減、国民健康保険料や国民年金などの社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの追加)は、市民税・県民税の申告をしなければ税額計算に算入されないため、それらの控除を受ける場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

※ただし、外国の法令に基づく公的年金などを受け取る場合や他の人と重複して扶養している人の扶養を取り消す場合などは、確定申告が必要になる場合があります。



住宅を取得等した人のための 所得税等確定申告事前説明会

と き 2月12日(金)・15日(月)9時30分~12時、13時30分~16時

ところ 三重県教育文化会館

対象 住宅を取得するなどし、平成27年中に入居した給与所得者で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、平成27年末まで引き続き居住
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
- 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用

- 平成27年分の合計所得金額が3,000万円以下
- 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用

※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

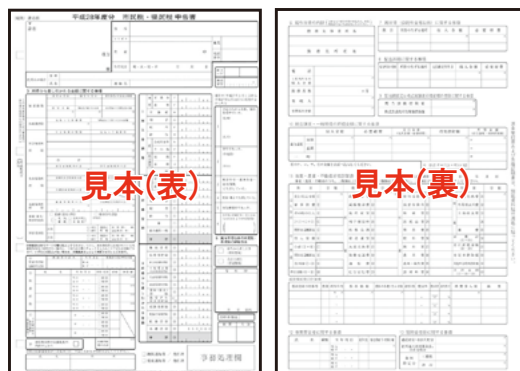


市民税・県民税の申告

平成28年1月1日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告をすれば市民税・県民税の申告は不要です。

昨年度、市民税・県民税の申告をした人などには1月下旬に申告書が発送されます。申告書は郵送でも提出できますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒に切手を貼って市民税課へ郵送してください。その際、所得や控除の証明となる資料の添付が必要です。

※申告書が届かない場合でも、申告が必要な人は申告してください。



平成28年度分 市民税・県民税申告書



所得税等の確定申告

インターネットに接続できるパソコンがある人は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を自宅で簡単に作成できます。作成した申告書に必要な証明書などを添付して、津税務署の窓口へ直接持参または郵送するか、e-Tax(電子申請)を利用して提出してください。

今年から新たに、給与・公的年金所得のみの申告用に「給与・年金画面」ができました。初めての人でもとても操作がしやすい画面になりますので、ぜひご利用ください。



復興特別所得税額の記入漏れにご注意を

平成25年分から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することになっています。

確定申告書を作成するときは、復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください。